

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(設立登記完了の届出)</p> <p>第三条 組合は、<u>組合登記令(昭和三十九年政令第二十九号)第二条第一項</u>の規定による設立の登記をしたときは、一週間以内に、登記事項証明書を添えて登記年月日を知事に届け出なければならない。</p> | <p>(設立登記完了の届出)</p> <p>第三条 組合は、<u>法第七十四条第一項</u>の規定による設立の登記をしたときは、一週間以内に、登記事項証明書を添えて登記年月日を知事に届け出なければならない。</p> |
| <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請)</p> <p>第六条 組合は、<u>法第十一条の十七第一項</u>の規定による承認を受けようとするときは、共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 組合は、<u>法第十一条の十七第三項</u>の規定による共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> | <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請)</p> <p>第六条 組合は、<u>法第十一条の七第一項</u>の規定による承認を受けようとするときは、共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 組合は、<u>法第十一条の七第三項</u>の規定による共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> |
| <p>(信託規程の設定又は変更の承認申請)</p> <p>第七条 組合は、<u>法第十一条の四十二第一項</u>の規定による承認を受けようとするときは、信託規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> | <p>(信託規程の設定、<u>変更又は廃止</u>の承認申請)</p> <p>第七条 組合は、<u>法第十一条の二十三第一項</u>の規定による承認を受けようとするときは、信託規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> |
| <p>2 組合は、<u>法第十一条の四十二第三項</u>の規定による信託規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一 信託規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表</p> <p>二 信託規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>(<u>信託規程の軽微な変更又は廃止の届出</u>)</p> | <p>2 組合は、<u>法第十一条の二十三第三項</u>の規定による信託規程の変更<u>又は廃止</u>の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一 信託規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表、<u>当該規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面</u></p> <p>二 信託規程の変更<u>又は廃止</u>に係る総会又は総代会の議事録謄本</p> |
| <p>第七条の二 組合は、<u>法第十一条の四十二第四項</u>の規定による信託規程の変更又は廃止をしたときは、次に掲げる書類を添えて一週間以内に知事に届け出なければならない。</p> <p>一 <u>信託規程の変更にあつては、その事由を記載</u></p> | <p>一 <u>信託規程の変更又は廃止に係る総会又は総代</u></p> |

した書面及び新旧対照表、当該規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

二 当該規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

(宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認申請)

第八条 組合は、法第十一条の四十八第一項の規定による承認を受けようとするときは、宅地等供給事業実施規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一・二 (略)

2 組合は、法第十一条の四十八第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 宅地等供給事業実施規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表

二 当該規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本

(宅地等供給事業実施規程の軽微な変更又は廃止の届出)

第八条の二 組合は、法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止をしたときは、次に掲げる書類を添えて二週間以内に知事に届け出なければならない。

一 宅地等供給事業実施規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表、当該規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

二 当該規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

(農業経営規程の設定又は変更の承認申請)

第九条 組合は、法第十一条の五十一第一項の規定による農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、農業経営規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一・二 (略)

2 組合は、法第十一条の五十一第三項の規定による農業経営規程の変更の承認を受けようとする

(宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第八条 組合は、法第十一条の二十九第一項の規定による承認を受けようとするときは、宅地等供給事業実施規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一・二 (略)

2 組合は、法第十一条の二十九第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 宅地等供給事業実施規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表、当該規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

二 当該規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

(農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第九条 組合は、法第十一条の三十二第一項の規定による農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、農業経営規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一・二 (略)

2 組合は、法第十一条の三十二第三項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認を受けよう

きは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 (略)

二 農業経営規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本

(農業経営規程の軽微な変更又は廃止の届出)

第九条の二 組合は、法第十一条の五十一第四項の

規定による農業経営規程の変更又は廃止をしたと

きは、次に掲げる書類を添えて二週間以内に知事に届け出なければならない。

一 農業経営規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表

二 農業経営規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

三 農業経営規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

(信用事業又は共済事業の全部譲渡の届出)

第十一条 組合は、前条第一項第八号の決議により

信用事業若しくは共済事業の全部を譲渡したとき、又は共済契約の全部を移転したときは、遅滞なく次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一 五 (略)

(総会又は総代会の延期又は続行の届出)

第十五条 組合は、法第四十六条の三(法第四十八

条第七項において準用する場合を含む。)の規定により、総会又は総代会において総会又は総代会の延期又は続行の決議をしたときは、当該決議をした事由を記載した書面及び当該総会又は当該総代会に係る議事録の謄本を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

(検査の請求又は決議、選挙若しくは当選の取消の請求)

第二十二条 組合員が法第九十四条第一項の規定に

よる業務若しくは会計の状況の検査の請求又は法第九十六条の規定による決議、選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、請求書のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添えてこれをしなければならない。

とるときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 (略)

二 農業経営規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

三 農業経営規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

(信用事業又は共済事業の全部譲渡の届出)

第十一条 組合は、前条第一項第八号の議決により

信用事業若しくは共済事業の全部を譲渡したとき、又は共済契約の全部を移転したときは、遅滞なく次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一 五 (略)

(総会又は総代会の延期又は続行の届出)

第十五条 組合は、法第四十六条の四(法第四十八

条第七項において準用する場合を含む。)の規定により、総会又は総代会において総会又は総代会の延期又は続行の決議をしたときは、当該決議をした事由を記載した書面及び当該総会又は当該総代会に係る議事録の謄本を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

(検査の請求又は議決、選挙若しくは当選の取消の請求)

第二十二条 組合員が法第九十四条第一項の規定に

よる業務若しくは会計の状況の検査の請求又は法第九十六条の規定による議決、選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、請求書のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添えてこれをしなければならない。

| | |
|---|---|
| <p>一〇四 (略) (合併の認可の申請)</p> <p>第二十五条 組合は、法第六十五条第二項の規定による新たに組合を設立してする合併の認可を受けようとするときは、設立委員は次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 被合併組合ごとの合併の決議に係る総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>七 総代会で合併の決議をした組合については、法第四十八条の二第一項の規定による組合員に対する通知の状況を記載した書類</p> <p>八〇十三 (略)</p> | <p>一〇四 (略) (合併の認可の申請)</p> <p>第二十五条 組合は、法第六十五条第二項の規定による新たに組合を設立してする合併の認可を受けようとするときは、設立委員は次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 被合併組合ごとの合併の議決に係る総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>七 総代会で合併の議決をした組合については、法第四十八条の二第一項の規定による組合員に対する通知の状況を記載した書類</p> <p>八〇十三 (略)</p> |
| <p>2 (略) (合併の登記完了の届出)</p> <p>第二十七条 組合は、組合等登記令第八条の規定により、合併又は権利義務の承継(以下この条において「承継」という。)後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて設立する組合については組合等登記令第一条第二項に規定する登記を完了したときは、一週間以内に登記事項証明書を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(解散の決議の認可申請)</p> | <p>2 (略) (合併の登記完了の届出)</p> <p>第二十七条 組合は、法第七十九条の規定により、合併又は権利義務の承継(以下この条において「承継」という。)後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合については法第七十四条第二項に規定する登記を完了したときは、一週間以内に登記事項証明書を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(解散の議決の認可申請)</p> |
| <p>第二十八条 組合は、法第六十四条第二項の規定による解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 解散の決議に係る総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>三 総代会で解散の決議をした組合については、法第四十八条の二第一項の規定による組合員に対する通知の状況を記載した書類</p> <p>四・五 (略) (解散の届出)</p> | <p>第二十八条 組合は、法第六十四条第二項の規定による解散の議決の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 解散の議決に係る総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>三 総代会で解散の議決をした組合については、法第四十八条の二第一項の規定による組合員に対する通知の状況を記載した書類</p> <p>四・五 (略) (解散の届出)</p> |
| <p>第二十九条 組合は、法第六十四条第一項第一号又は第四号の規定により解散したときは、次に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> | <p>第二十九条 組合は、法第六十四条第一項第一号又は第四号の規定により解散したときは、次に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後二週間以内に知事に届け出なければならない。</p> |

一、三（略）

2 組合は、法第六十四条第五項の規定により解散したときは、次に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後二週間以内に届け出なければならない。

一、四（略）

3 法第六十四条第七項第三号の事由により解散した連合会が行う同条第八項に規定する届出については、前項の規定を準用する。この場合において、前項第一号中「法第十二条第一項第一号の規定による組合員が十五人未満（連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員が欠けたこと）」とあるのは、「連合会において同条第二項第一号の規定による会員が一人」と読み替えるものとする。（農事組合法人の設立、定款の変更、合併、解散及び組織変更等の届出）

第三十一条 県の区域及び県の区域に満たない区域を地区とする農事組合法人（以下「農事組合法人」という。）は、成立したときは、法第七十二条の三十一第四項の規定により、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一、六（略）

七 組合員に法第七十二条の十三第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面

2 農事組合法人は、定款を変更したときは、法第七十二条の二十九第二項の規定により、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一、五（略）

3 農事組合法人は、新たに農事組合法人を設立してする合併をしたときは、法第七十二条の三十五第三項の規定により次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一、四（略）

五 被合併農事組合法人ごとの合併の決議に係る総会の議事録謄本

六・七（略）

八 組合員に法第七十二条の十三第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面

一、三（略）

2 組合は、法第六十四条第四項の規定により解散したときは、次に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後二週間以内に届け出なければならない。

一、四（略）

3 法第六十四条第六項第三号の事由により解散した連合会が行う同条第七項に規定する届出については、前項の規定を準用する。この場合において、前項第一号中「法第十二条第一項第一号の規定による組合員が十五人未満（連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員が欠けたこと）」とあるのは、「連合会において同条第二項第一号の規定による会員が一人」と読み替えるものとする。（農事組合法人の設立、定款の変更、合併、解散及び組織変更等の届出）

第三十一条 県の区域及び県の区域に満たない区域を地区とする農事組合法人（以下「農事組合法人」という。）は、成立したときは、法第七十二条の十六第四項の規定により、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一、六（略）

七 組合員に法第七十二条の十第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面

2 農事組合法人は、定款を変更したときは、法第七十二条の十三第二項の規定により、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一、五（略）

3 農事組合法人は、新たに農事組合法人を設立してする合併をしたときは、法第七十二条の十八第三項の規定により次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一、四（略）

五 被合併農事組合法人ごとの合併の議決に係る総会の議事録謄本

六・七（略）

八 組合員に法第七十二条の十第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面

4 農事組合法人は、他の農事組合法人を吸収して
する合併をしたときは、法第七十二条の三十五第三項
の規定により次に掲げる書類を添えて届け出
なければならない。

一～四 (略)

五 被合併農事組合法人及び合併農事組合法人の
合併の決議に係る総会の議事録謄本

六・七 (略)

八 組合員に法第七十二条の十三第一項第二号か
ら第四号までに該当する者がいるときは、その
名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書
面

5 農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項
の規定により、法第六十四条第一項第二号及び第
五号の事由以外の事由により解散したときは、次
に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後届け出
なければならない。

一 (略)

二 法第七十三条第四項において準用する法第六
十四条第一項第一号に規定する総会の決議によ
り解散した場合にあつては、解散の決議に係る
総会議事録の謄本、法第七十二条の三十四第一
項に規定する組合員が三人未満になり、そのな
つた日から引き続き六月間その組合員が三人以
上にならなかつた場合に、その六月を経過して
解散するときにあつては、当該解散した時の年
月日を記載した書面

三・四 (略)

6 農事組合法人の組合員その他利害関係人が、法
第七十二条の二十二の規定により一時理事の職務
を行うべき者の選任を請求しようとするときは、
請求書に農事組合法人の現況を具体的に記載した
書面を添えてこれをしなければならない。

7 農事組合法人は、法第七十二条の四十四の規定
により、清算が終了したときは、清算終了に係る
登記事項証明書を添えて遅滞なく届け出なければ
ならない。

8 } 10 (略)

11 法第七十三条の十の規定による組織変更の届
出は、次に掲げる書類を添えて行わなければなら
ない。

4 農事組合法人は、他の農事組合法人を吸収して
する合併をしたときは、法第七十二条の十八第三
項の規定により次に掲げる書類を添えて届け出な
なければならない。

一～四 (略)

五 被合併農事組合法人及び合併農事組合法人の
合併の議決に係る総会の議事録謄本

六・七 (略)

八 組合員に法第七十二条の十第一項第二号から
第四号までに該当する者がいるときは、その名
称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面

5 農事組合法人は、法第七十二条の十七第二項の
規定により、法第六十四条第一項第二号及び第五
号の事由以外の事由により解散したときは、次に
掲げる書類を添えて解散の登記の完了後届け出な
なければならない。

一 (略)

二 法第七十三条第四項において準用する法第六
十四条第一項第一号に規定する総会の議決によ
り解散した場合にあつては、解散の議決に係る
総会議事録の謄本、法第七十二条の十七第一項
に規定する組合員が三人未満になり、そのなつ
た日から引き続き六月間その組合員が三人以上
にならなかつた場合に、その六月を経過して解
散するときにあつては、当該解散した時の年月
日を記載した書面

三・四 (略)

6 農事組合法人の組合員その他利害関係人が、法
第七十二条の十二の六の規定により一時理事の職
務を行うべき者の選任を請求しようとするとき
は、請求書に農事組合法人の現況を具体的に記載
した書面を添えてこれをしなければならない。

7 農事組合法人は、法第七十二条の十八の十の規
定により、清算が終了したときは、清算終了に係
る登記事項証明書を添えて遅滞なく届け出なけれ
ばならない。

8 } 10 (略)

11 法第七十三条の十二の規定による組織変更の
届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければなら
ない。

一～三（略）

四 組織変更の決議に係る総会の議事録謄本

五 法第七十四条の書面又は電磁的記録（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの）

一～三（略）

四 組織変更の議決に係る総会の議事録謄本

五 法第七十三条の十三の書面又は電磁的記録（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの）